

# 令和7年度山形県低所得のひとり親世帯に対するお米券提供事業業務委託仕様書

## 1 業務の目的

物価高騰による深刻な影響を受けている低所得のひとり親世帯を経済的に支援するため、各家庭の実情に応じて、県内のスーパーマーケット及びドラックストア等で県産米を購入することができる「お米券」を提供する。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年9月1日まで

## 3 予定数量

5,900 件

## 4 提供対象世帯

令和7年7月支払い（支給対象月：5月及び6月）の児童扶養手当を受給した世帯。ただし、受給者に配偶者がある場合を除く。

## 5 提供するお米券

440 円分の県産米を購入できる「お米券」とし、1世帯当たり20枚とする。

## 6 委託業務の内容

- (1) 受注者は、お米券を調達し、20枚ずつ長3封筒へ入れ、フラップを折りたたむこと。
- (2) 封筒は、発注者が必要数を提供するものとする。
- (3) 受注者は、お米券を入れた封筒を段ボールに入れ、山形県しあわせ子育て応援部こども家庭福祉課へ令和7年9月1日まで持参すること。

## 7 特記事項

- (1) 発注者及び提供対象世帯の都合等により、お米券の返品が必要となった場合は、受注者は払い戻しに応じ、発注者が発行した納入通知書により速やかに委託料を返納すること。また、委託契約期間終了後においても、同様に対応すること。
- (2) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により荷物の滅失、毀損若しくは遅延が生じたときは、その損害に係る経費を負担するものとする。
- (4) 本業務に係る関係書類は、委託契約期間終了後5年間保存すること。

## 8 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、発注者と受注者とで協議するものとする。